

広島県告示第九百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
木下内科医院	三原市本郷南七丁目一五番一三号	令和七年八月三二日